

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月29日 |
| 【会社名】 | 藤田エンジニアリング株式会社 |
| 【英訳名】 | FUJITA ENGINEERING CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藤田 実 |
| 【本店の所在の場所】 | 群馬県高崎市飯塚町1174番地 5 |
| 【電話番号】 | 0 2 7 (3 6 1) 1 1 1 1 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理本部長 須藤 久実 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 群馬県高崎市飯塚町1174番地 5 |
| 【電話番号】 | 0 2 7 (3 6 1) 1 1 1 1 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理本部長 須藤 久実 |
| 【縦覧に供する場所】 | 藤田エンジニアリング株式会社埼玉支店 (埼玉県熊谷市問屋町二丁目 2 番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第52期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金8円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められました。これにより、取締役及び監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、該当する取締役及び監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

藤田実、鈴木昇司、高橋秀樹、須藤久実、工藤辰明、泉典浩及び五十嵐富三郎を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

清水耕司、室賀康志及び信澤山洋を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成 割合(%) |
|---------|-----------|-----------|-----------|------|--------------------|
| 第1号議案 | 8,405 | 10 | 0 | (注)1 | 可決 99.88 |
| 第2号議案 | 8,389 | 26 | 0 | (注)2 | 可決 99.69 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 藤田 実 | 8,389 | 26 | 0 | (注)3 | 可決 99.69 |
| 鈴木 昇司 | 8,389 | 26 | 0 | | 可決 99.69 |
| 高橋 秀樹 | 8,389 | 26 | 0 | | 可決 99.69 |
| 須藤 久実 | 8,389 | 26 | 0 | | 可決 99.69 |
| 工藤 辰明 | 8,389 | 26 | 0 | | 可決 99.69 |
| 泉 典浩 | 8,389 | 26 | 0 | | 可決 99.69 |
| 五十嵐 富三郎 | 8,378 | 37 | 0 | | 可決 99.56 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 清水 耕司 | 8,407 | 8 | 0 | (注)3 | 可決 99.90 |
| 室賀 康志 | 8,407 | 8 | 0 | | 可決 99.90 |
| 信澤 山洋 | 8,405 | 10 | 0 | | 可決 99.88 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案(修正動議は除く)の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以 上